

入 札 説 明 書

本書は、茨城県立鉾田第二高等学校（以下、「学校」という。）におけるA重油の調達に係る契約において遵守しなければならない一般事項について述べたものである。入札書の提出を希望する者は、下記に注意して関係書類を提出すること。

記

1 公告日 令和8年10月5日（月）

2 入札に付する事項

（1）名称、数量及び納入場所

名称を「A重油供給単価契約」とする。

① 調達予定数量 26,000 ㍔

② 納入場所 茨城県鉾田市徳宿2997-1

茨城県立鉾田第二高等学校 農場重油タンク（5基）

（2）調達する物品の仕様

A重油 J I S 1 種 1 号 ※詳細については、別添仕様書による。

（3）契約期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日

（4）この調達は一般競争入札参加資格確認申請書（添付資料を含む）、入札書の提出などについて、紙により行う案件である。

3 競争入札参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167号の4第1号の規定に該当しない者であること。

（2）政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（4）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（5）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

（6）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査事項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争参加資格を有している者であること。

ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。

（7）本公告に示した物品を指定する日時、場所に十分に納入可能なことを証明した者で

あること。

① 物品調達の品質及び証明をすること 供給証明書（別紙様式1）

② 配送計画が整っていること 配送計画書（別紙様式2）

（8）茨城県内に本店を有すること。

（9）その他入札説明書に定める要件を満たす者であること。

4 競争入札参加者の義務

（1）茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）及び茨城県物品調達等指名競争入札参加者指名基準及び入札心得（平成9年茨城県告示第1141号）により入札すること。

（2）一般競争入札参加資格確認申請書及び同必要事項に係る添付書類を茨城県立鉾田第二高等学校長に事前に提出し、審査を受けること。

（3）関係職員の請求があったときは、上記(2)による書類及び本件契約の履行能力に係る経済上・技術上の要件について、参加しようとする者の負担において説明しなければならない。

5 現地確認及び入札説明書等に関する質問

（1）入札に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が、納品場所等の現地確認を行う場合は以下の期間とする。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 現地確認期間

公告の日から令和8年10月13日（火）午後3時まで。

イ 質問受付期間

公告の日から令和8年10月13日（火）午後3時まで。

ウ 質問受付先

7の一般競争入札参加資格確認申請書の提出場所等と同じ。

エ 方法

ファクシミリによる。

（2）質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年10月16日（金）午後3時まで。

イ 方法

ファクシミリにより回答する。

6 一般競争入札参加資格確認申請書の必要事項

一般競争入札参加資格確認申請書は、次の内容を含むものとする。なお、当該必要事項に係る書類について各1部を添付書類として提出すること。

（1）物品調達の品質及び証明を確認できる書類

供給証明書（別紙様式1）

（2）配達計画が整っていること及び油槽所の距離等が確認できる書類

配送計画書（別紙様式2）

（3）その他契約を履行するうえで必要な事項

7 一般競争入札参加資格確認申請書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所並びに契約条項を示す場所

〒311-1517 茨城県鉾田市鉾田1158

茨城県立鉾田第二高等学校 事務室

TEL 0291-33-2171

- (2) 申請書の提出方法 持参又は郵送とする。

- (3) 申請書の提出期限 令和8年10月21日（水）午後3時までに必着のこと。

8 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和8年10月23日（金）午後5時までに、一般競争入札参加資格等確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

9 入札執行の日時及び場所

令和8年10月28日（水） 午前10時

〒311-1517 茨城県鉾田市鉾田1158

茨城県立鉾田第二高等学校 社会人講師控室

10 入札等

- (1) 競争入札参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア) 入札名称 A重油供給単価契約

イ) 入札金額

ウ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）

エ) 代理人が入札する場合は、参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の職氏名

- (2) 入札書の記載には必ず黒の万年筆かボールペンを使用すること。

- (3) 入札書の提出場所は、本校社会人講師控室とする。

- (4) 代理人が入札する場合は、開札時までに委任状を提出すること。

- (5) 入札書の提出方法

入札書を提出する場合、封書に入れ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び1の（1）の入札名称を朱書きすること。

- (6) 参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正した場合は当該訂正部分について訂正線をひき押印しなければならない。ただし、入札金額についての訂正は認めない。

- (7) 参加者又はその代理人は、その入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (8) 参加者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の理由で、入札に係る手続を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、手続を延期し、又はこれを中止することができる。

(9) 参加者又はその代理人が提出する入札書に記載する金額は、A重油1リットルあたりの単価（小数点以下第2位まで）とする。

なお、単価は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額を記入すること。

(10) 開札の日時及び開札の場所（以下「開札場」という。）は、令和8年10月28日（水）午前10時10分、本校社会人講師控室とする。

(11) 開札は、競争入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。競争入札参加者は、代理人を出席させる場合は、委任状を持参させなければならない。

(12) 開札場には、競争入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に係りのある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することができない。

(13) 競争入札参加者又はその代理人は、入札場へ入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書又は入札権限に関する委任状を提出しなければならない。

(14) 競争入札参加者又はその代理人は、開札時刻後に入札場へ入場することはできない。

(15) 競争入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで入札場を退場することはできない。

(16) 入札場において、次のいずれかに該当する者は、入札場から退去させることがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

(17) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、1回を限度として再度入札をする。したがって、再度入札に参加する意思のある入札参加者又は代理人は、開札時に再度入札のための入札書を持参すること。

11 入札保証金は、茨城県財務規則第143条第1項により予定価格の100分の5の金額とする。ただし、同条第2項のいずれかに該当する場合は免除とする。

12 無効の入札書

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

(1) 競争に参加するために必要な資格のない者が提出したもの

(2) 10の(1)に掲げる事項のいずれかに記載漏れがあるもの

(3) 入札名称に重大な誤りがあるか又は記載のないもの

(4) 金額の記載がないか又は不明確なもの

(5) 金額を訂正したもの

(6) 参加者の住所又は氏名（法人の場所は、所在地、名称若しくは商号又は代表者の氏名）の不明瞭なもの

(7) 入札に際して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしたと認められる者の提出したもの

(8) その他入札の条件に違反したもの及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第

15号) 第148条各号のいずれかに該当する場合

13 落札者等の決定

- (1) 財務規則第 146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者にくじをひかせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 参加者の入札のうち、予定価格に達した価格の入札がないときは、参加者のうちで最低価格の入札者を随意契約の相手方として、予定価格の制限内で見積もり合わせを行うものとする。したがって、この場合に見積書を提出しようとする意思のある参加者又は代理人は、見積書を持参すること。
- (4) 落札者等が、指定期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札等の決定を取り消すものとする。

14 契約保証金は、茨城県財務規則第 138 条第 1 項により契約金額の 100 分の 10 の金額とする。ただし、同条第 2 項のいずれかに該当する場合は免除とする。

15 契約書の作成

- (1) 契約書の作成に当たっては、当該契約相手方となる者が契約書 2 通に記名押印し、学校長は当該契約書の送付を受けて当該契約書に記名押印し、うち 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (3) 本契約は、学校長が契約の相手方とともに契約書に記名押印して成立するものとする。

16 その他必要な事項

- (1) 落札者等において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置をとられることがある。
- (2) 参加者又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件に関しての照会先は、次のとおりである。

〒311-1517 茨城県鉾田市鉾田1158
茨城県立鉾田第二高等学校 事務室
Tel 0291-33-2171